

宇都宮大学入学者選抜（一般選抜）における受験機会の更なる確保について（第2報）

宇都宮大学

このことについて、令和4年1月28日付け「宇都宮大学入学者選抜（一般選抜）における受験機会の更なる確保について」でお知らせしましたが、この度本学一般選抜（前期日程・後期日程）出願者のうち、新型コロナウイルス感染症に罹患等の理由により一般選抜本試験及び追試験の受験ができなかった志願者の受験機会確保の特別措置について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、この取扱いは令和4年度入学者選抜に限り実施するものです。

記

1. 対象者

本学の一般選抜（前期日程・後期日程）に出願した受験生のうち、新型コロナウイルス感染症に罹患したこと、もしくは保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられ、別室受験の条件を満たすことができなかったことを理由（試験当日までにPCR検査の結果が陰性であることが判明しないなど）に、

- (1) 宇都宮大学一般選抜本試験及び追試験のいずれも受験できなかった者 又は
- (2) 一般選抜本試験若しくは追試験のいずれかが受験できなかった者のうち、もう一方の試験も病気、けがの他、やむを得ない理由※により受験できなかった者（※やむを得ない理由については大学入試センターから公表されている「受験上の注意」をご確認ください。）

新型コロナウイルス以外の病気、けが等を理由として本試験も追試験も受験できなかった場合は、今回の特別措置の対象外となります。

2. 特別措置の内容

上記1. の対象者について、大学入学共通テストの結果及び出願書類（調査書等）を総合して選抜します。大学入学共通テストの配点は、当初発表の一般選抜募集要項から変更はありません。

3. 受験生からの相談窓口及び相談可能期間

・相談窓口 アドミッションセンター事務室（028-649-5110・5112）

・**相談可能期間**

**令和4年3月22日（火） 9：00～17：00**

4. その他

・「1. 対象者」の要件に該当する受験生は、**上記の相談可能期間に必ず相談窓口**に電話連絡してください。

- ・相談可能期間経過後に申出があった場合には、本特別措置の対象となりません。
- ・今回の特別措置による受験では、一般選抜個人成績等の開示はいたしません。

以上